

○東温市出産世帯応援事業助成金交付要綱

(令和6年3月29日告示第40号)

改正 令和6年7月30日告示第92号 令和7年3月31日告示第48号  
令和7年6月25日告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛媛県との連携による人口減少対策の取組として、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、育児用品等（別表に掲げる育児用品等をいう。以下同じ。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で東温市出産世帯応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象児童 市内に住所を有し、かつ、居住する令和5年4月1日以降に出生した児童をいう。ただし、過去にこの告示に基づく助成金、同種の助成金等の支給対象となった児童を除く。
- (2) 育児消耗品 利用頻度が高く、消耗が早い育児用品であって、別表に掲げるものをいう。
- (3) 育児備品 長期間使用できる育児用品であって、別表に掲げるものをいう。
- (4) 時短家電 家事負担の軽減が図られる家庭用電気製品であって、別表に規定するものをいう。
- (5) 省エネ家電 エネルギーの消費性能に優れた家庭用電気製品であって、別表に規定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、支給対象児童の出生により当該児童の父及び母となった者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 申請日時点において支給対象児童と現に同居し、主たる生計維持者としてこれを養育している者であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 申請日時点で、3か月以上継続して本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (4) 申請日から起算して1年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の要件を満たす者に準ずる状況にあると認められる者について、当該者を助成対象者とすることができる。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、支給対象児童の母子健康手帳の発行日（以下「発行日」という。）以降に購入し、別に定める期間内に支払を完了した別表に掲げる育児用品等の購入に要する経費（支給対象児童の出生の日（以下「出生日」という。）において、当該児童の父又は母が30歳以上の場合は、発行日又は令和6年4月1日のいずれか遅い日以降に購入したものに限る。）とする。ただし、消費税、送料、配達料及び設置工事費を含み、家電リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品等の購入に係る費用及び他の制度による助成又は補助（次条において「他の助成等」という。）の対象となった物品は、対象外とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の支出額の合計（他の助成等を受けている場合は、当該助成等に係る額を控除した額）と、次の各号に掲げる金額に支給対象児童の人数を乗じた額を比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 令和7年4月1日以降に出産し、出生日において父及び母が35歳以下の世帯 30万円

(2) 令和7年4月1日以降に出産し、出生日において父又は母が35歳を超える世帯 20万円

(3) 令和7年3月31日以前に出産した世帯 20万円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、東温市出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象経費に係る領収書の原本（商品名、購入日等の記載があるものに限る。）ただし、原本により難い特別な事情があると市長が認めるときは、領収書の写しをもってこれに代えることができる。

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、発行日から出生日の前日までに購入した育児消耗品の経費を定額10万円として申請する場合は、その期間の育児消耗品に係る領収書の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、出生日から1年以内の日までに行わなければならない。この場合において、申請は、1人につき1回を限度とする。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、東温市出産世帯応援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第 8 条 市長は、助成金を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 30 日告示第 92 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 7 月 30 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の東温市若年出産世帯応援事業助成金交付要綱第 3 条第 2 項の規定による助成対象者については、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日告示第 48 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の東温市出産世帯応援事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付される補助金から適用し、同日前に交付された補助金については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 7 年 6 月 25 日告示第 98 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東温市出産世帯応援事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付される補助金から適用し、同日前に交付された補助金については、なお従前の例による。

別表(第 1 条、第 2 条、第 4 条関係)

育児用品等

対象区分	品目
育児消耗品	おむつ（第 1 子のみ）、子ども衣類・肌着、靴下、靴、帽子、ミトン（手袋）、おくるみ、ブランケット、洗剤、ベビーハンガー、おしりふき、防水シート、おむつ替えシート、おむつ処理袋、ベビーフード、子ども用飲料、ミルク、哺乳瓶（消毒液、消毒はさみ、ブラシ及び保管ケースを含む。）、ミルクウォーマー、搾乳機（電動又は手動）、母乳冷凍袋、おしゃぶり、鼻吸い機（電動又は手動）、体温計、爪切り、プレイマット、湯温計、幼児用絵本、ベビークリーム、マタニティパジャマ、産褥ショーツ、授乳用下着、母乳パッド、産褥パッド、洗浄綿、腹帯、妊娠線クリーム、授乳クッション、授乳ケープ等
育児備品	チャイルドシート、ベビーカー、抱っこ紐、ベビーベッド、子ども用寝具一式、ハイローチェア、バウンサー、ベビーサークル、キッチンゲート、食事用テーブル・チェア、バスチェア、ベットメリー、大型遊具、歩行器、三輪車、キックバイク、キャリーワゴン、空気清浄機、加湿器、除湿器、収納、ベビーバス、ベビーモニター、自転車（子乗せモデルに限る。）等
時短家電	洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機（ロボット掃除機を含む。）、食器洗い乾燥機、オーブンレンジ、ホットプレート、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット）、フードプロセッサー等
省エネ	電気冷蔵庫（冷凍庫含む。）、エアコン（新基準（目標年度 2027）での評価点とする。）、照明器具、温水機器（ガス又は電気）等

家電	
----	--

注) 省エネ家電は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 165 条の規定による統一省エネラベル 2 つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。）を対象とする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

東温市出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

東温市出産世帯応援事業助成金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]